

## 南京大虐殺の犠牲者数、死者数の考察に関する考察

巫召鴻

2010年6月12日

### 目次

#### はじめに

#### 国際法上の犠牲者推定数

#### アイリス・チャンの『ザ・レイプ・オブ・南京』

#### アイリス・チャンの死者数推定

#### 東京裁判における死者数推定

#### 孫宅巍の研究の紹介

#### 北米の中国人グループの研究の紹介

#### 秦郁彦の批判

#### 南京大虐殺の定義

#### オーラル・ヒストリーの否定

#### 埋葬遺体の記録による推定の否定

#### サンプリング調査による近似値の推定

#### 日本陸軍の調査記録

#### 犠牲者数に関する秦のまとめ

#### 秦の議論の評価

#### 死者数についての考察について

### はじめに

1937年7月7日の盧溝橋事件で全面的な中国侵略戦争に突入した日本は、中国軍の抵抗を押し潰して、1937年の11月下旬に上海を陥落させ、直ちに中華民国の首都南京市の攻略に向かった。日本軍はいくつかの部隊に分かれて、複数の経路を通り、上海から南京へと進軍し、略奪、虐殺、強姦、放火を繰り返しながら、12月上旬に南京市を包囲する位置に到着、12月10日から、当時は城壁に囲まれていた南京市への総攻撃を開始し、同月13日に陥落させた。

南京市の制圧後、6週間にわたり、南京城内と周辺地区で、日本軍の軍人による略奪、放火とともに、捕虜の組織的殺害、民間人の殺害、特に女性への強姦殺害が行われた。これが南京大虐殺、あるいは南京事件である。

日本は、南京を制圧した後に、さらに中国全土の征服をもとめて戦線を拡大し、1945年の8月に連合軍に無条件降伏するまで、南京市の支配権を保持し続けた。その間、日本本土には、大虐殺に関する情報は隠蔽された。南京市でも占領期間を通じて、虐殺の痕跡を滅失させる努力が行われていたと思われる。1945年の日本降伏直後には、さらに証拠の組織的な破壊、廃棄が行われた。

南京大虐殺の報道は、中華民国の首都であった南京市に駐在していた欧米人のジャーナリストなどによって、発生直後から世界中に発信されたが、日本降伏までの 8 年間にわたり、南京市が日本の支配下に置かれていたので、被害の実態の客観的で詳細な調査を行うことはできなかった。このような事情に加え、日本降伏直後の、日本軍による証拠物件の組織的な破壊、隠滅があり、虐殺実行者である軍人たちの、戦後期における徹底した沈黙があり、日本では（あるいは世界でも）今日に至るまで、南京大虐殺における犠牲者数は歴史学的に解明されていない問題点であるとされている。さらに、第二次大戦終結と同時期に始まっていた東西冷戦、中国における国共内戦、そして国民政府の敗退と中華人民共和国の成立などの政治的な事情が、日本の戦争犯罪の清算の機会を失わせた事実も軽視できない。

### 国際法上の犠牲者推定数

第二次世界大戦の終結以前から、連合国は日本の戦争犯罪を裁くための戦争裁判所を組織し、当時の中国政府だった国民政府は、日本の降伏後早い時期に、南京大虐殺の実態に関する調査を開始した。南京市では、1946 年 8 月から 1947 年 2 月まで、南京戦争犯罪法廷が開かれ、旧日本陸軍第六師団司令官谷寿夫や、上海から南京への進軍過程で百人斬りを競ったと報道された日本軍の将校らが裁かれた。この法廷の判決では、組織的な殺害を 19 万人ほど、個人的な殺害を 15 万人ほどと見積もり、30 万人から 33 万人の犠牲者数を推定した。1946 年 2 月に始まった東京裁判では、中国の検察官が 43 万人という犠牲者の推定数を提示したといわれる。また、判決書本文には 20 万人という推定値が記されたとされるが、裁判の判決は犠牲者数の推定を直接の目的とするものではないので、いくつかの文脈での言及において、異なる人数が示されている（これらを全体的に読んで整合性をみることはできるようである）。

ところで、東京裁判と南京戦争犯罪法廷は、現在の世界秩序の原型を創った連合国によって行われ、承認されたものであり、日本政府も 1952 年のサンフランシスコ講和条約において判決を受諾しているので、これらの法廷で認証された犠牲者数は、国際法的に確定した犠牲者の推定数のようなものになった。このような事情から、南京大虐殺の犠牲者数については、南京軍事法廷の判決書における低いほうの数字の 30 万人が、日本を含む世界各国の定説となり、これまで幾度も言及されてきた。後に、南京大虐殺の犠牲者数に何らかの観点から（たとえば、歴史学という観点から）異論を唱えるにしても、その異論は法的な定説である 30 万人という数値を基準にして論じられることになる。

### アイリス・チャンの『ザ・レイブ・オブ・南京』

1989 年 6 月に中国で天安門事件が起こると、世界中の中国人（華僑・華人）社会で、中華人民共和国の行為に抗議する声が広がり、広範な連絡網が形成された。その後、この連絡網から、第二次世界大戦期に日本が中国で行った戦争犯罪、特に南京大虐殺の真相を明

らかにしようとする草の根運動が生まれた。北米、アメリカ合衆国やカナダの中国人社会では、その啓蒙運動が展開され、運動に刺激された中国系アメリカ人のアイリス・チャンが、1997年（南京大虐殺の60周年）に、『ザ・レイプ・オブ・南京』を著した。この本は、南京大虐殺という歴史上の事件を中心テーマとし、膨大な資料を参考にして、幕末開国から、中国侵略、敗戦を経て、現代（1997年）までの日本の状況を鳥瞰する卓越した日本論でもあるといえる。アイリス・チャンは自らを author と呼んでおり、これを作家などと訳す場合もあるが、日本語の対応する語で理解することが困難な概念である。彼女の方法は、歴史学のような特定の学芸分野に特化せず、対象とするトピックを自在に選択し、大胆に多方面からの資料を集中し、総合し、分析し、そのトピックの実像、あるいは実像に近いものを描いて、提供するというものである。あえて日本で類似の業績をさぐるとすれば、立花隆や本多勝一などの作品に近いものではないかと、筆者は考えている。歴史学という一定の方法論にとらわれないという彼女の手法は、一面では分析の強みであるが、同じ点において弱みでもあると言えるかもしれない。

#### アイリス・チャンの死者数推定

『ザ・レイプ・オブ・南京』第4章「六週間の恐怖」の最後の節「死者数(death toll)」において、彼女は南京大虐殺における死者数の分析を行っている。

同節では、まず、東京軍事裁判で証言した南京安全区国際委員会のメンバー・マイナー・シール・ベイツの言葉を引用する。

その質問は大変大きなもので、私はどこでそれが始まったのか知りません……この殺害行為はあまりにも大きく広がっていて、全体像を示すことができる人はいません。

次に彼女は、南京大虐殺の犠牲者数として、その時点までに語られてきた表1のような数値を列挙する。

#### 東京裁判における死者数の推定

表1のアイリス・チャンの引用において、東京裁判の判決における死者数の推定値は、日本の多くの論者が東京裁判の判決の犠牲者数の推定値として引用するものと異なっている点に注意する必要がある。日本では、東京裁判の判決書の本文から、少なくとも20万人という人数が東京裁判の推定値であると理解されており、考察はこの推定値を中心に行われる。しかし、アイリス・チャンは、米国立公文書館に、東京裁判の証拠として保管されていた、死者数の表を参考にして、東京裁判における死者数の推定を26万人と解釈している。

表2の1行目から3行目までの人数は、埋葬遺体数であり、4行目から6行目までは、虐殺行為の目撃者の証言である。最後の行の「無名犠牲者墓碑の記述」は、1-3行目の埋葬者

数の範疇に属するように見える。つまり、この表は、埋葬者数と目撃証言を同一に並べてカウントしているが、虐殺後に埋葬されるようなことを考慮すると、論理的にみて、重複して数えられている可能性がある。ところが、秦郁彦によれば、南京戦犯法廷では、目撃証言は（幕府山で目撃された魯甦証人の 57,400 人が最大）は、軍による組織的な殺害であるが、慈善団体などによる埋葬記録は、個人的な殺害による遺体数であると区別したという。その場合には、数字の重複はなくなる。

推定者	人数	備考
劉方楚(中国の軍事専門家)	約 43 万人	東京裁判における中国側の検察官か？
南京大虐殺記念館の職員	少なくとも 30 万人	
南京軍事法廷の検察官	同上	
東京裁判の判事の結論	約 26 万人	
藤原彰	約 20 万人	日本の歴史学者
ジョン・ラーベ	5 万人から 6 万人	「彼は系統的に死者数を計算していないし、南京大虐殺が続いていた 1938 年 2 月に南京を去った」と但し書きしている
秦郁彦	3 万 8 千人から 4 万 2 千人まで	
日本の他の論者	3000 人	

表 1：アイリス・チャンが引用するさまざまな犠牲者数の推定

### 孫宅巍の研究の紹介

ついで、彼女は中国の研究者孫宅巍の二つ研究論文を紹介し、この論文にそって分析を進める。まず、南京大虐殺当時の南京市の人口について、日中間の敵対関係の発生する前（盧溝橋事件の前）の南京市の人口は 100 万人を超えており、そのうちの半数は日本軍の南京市制圧以前に市から避難して去っていた。しかし、避難できなかった 50 万人に加え、9 万人の中国軍兵士と、周辺地区から逆に南京城内に流入してきた避難民がこれに加わり、60 万人以上、70 万人ほどの人間が南京市内にいたと推定する。陥落当時の南京市内の人口に関する考察は、南京大虐殺の犠牲者数を検証する多くの論者が行うものであるが、アイリス・チャンが紹介する孫宅巍の推定は、標準的で妥当な推定値として採用できるのではないかと考える。

次に、アイリス・チャンは、中国の歴史資料館などに残されている当時の遺体埋葬記録に関する孫の分析を紹介して、中国の遺体の埋葬記録数が 22 万 7 千 4 百人に上っていたとする。彼女は、さらに、撫順戦犯管理所で審判を待っていた日本陸軍の太田寿夫少佐が 1954

年に、総計 15 万人分ほどの遺体が焼却され、あるいは揚子江に投棄されたという供述書を提出している事実を紹介する。孫宅巍の埋葬者数の統計に、この 15 万人ほどの揚子江への投棄数を加えると、37 万人の死者が確認できることになる。

崇善会	112,266
紅卍会	43,071
下関地区	26,100
魯甦氏の証言	57,400
朱、張、楊氏の証言	7,000 以上
呉氏の証言	2,000 以上
無名犠牲者墓碑の記述	3,000 以上
合計(概数)	260,000
米国立公文書館文書番号 1702	

表 2. アイリス・チャンが引用した犠牲者数の表

### 北米の中国人グループの研究の紹介

これに加え、彼女は、自らが属していたと思われる中国系アメリカ人グループの研究者の説、つまり南イリノイ大学の呉天威名誉教授による研究論文と、研究者のジェームズ伊と史咏の研究を紹介しているが、これらの研究はいずれも南京大虐殺の死者数が 30 万人よりも多いのではないかという可能性を示唆している。

この節全体を見ると、アイリス・チャンは大虐殺の犠牲者数が、いずれかの水準に確定できるとは断定していないが、南京大虐殺死者数の国際法上の定説である 30 万人を基準に、さらにそれを超える犠牲者があったとする説を重視していて、この点が日本のすべての研究者あるいは論者と異なっている。

なお、彼女は、同じ節の最後に、当時の外務大臣広田弘毅が駐米日本外交官に送信した暗号電文で、30 万人の犠牲者数に言及していた事実を紹介しているが、後にこの一節は、『ザ・レイプ・オブ・南京』の事実認識の正確性に関する批判の論点のひとつになった。

### 秦郁彦の批判

秦郁彦は、1986 年の著書『南京事件』(中公新書)で、「今となっては南京アトロシティーによる正確な被害統計を得ることは、理論的にも実際上も不可能に近く、あえていえば“神のみが知る”であろう」と書きながら、東京裁判の判決書の記述や板倉由明の分析を参考にして 3 万 8 千人から 4 万 2 千人の範囲という独自の推定数を提案した。この推定数は、『ザ・レイプ・オブ・南京』でも引用されている。

ところが、1998年になり、彼は犠牲者数に関する自らの主張を一步進めて、積極的に国際的な定説である30万人という水準に対する反論を行う。

秦は、Japan Echo という英文雑誌の1998年8月号に、“The Nanking Atrocities: Fact and Fable”という論文を発表して、彼の主張を展開した。この論文の前半は、南京大虐殺の死者数に関する考察であり、後半は、アイリス・チャンの『ザ・レイプ・オブ・南京』を批判したもので、中心の議論でこの本に掲載されている日本兵による残虐行為の写真が偽造であると主張している。なお、論文の前半は新たに英文雑誌用に書いたものようであるが、後半部分の骨子は、彼が雑誌『諸君!』の1998年4月号に掲載した「『南京事件』“証拠写真”を鑑定する」という論文を英訳したものである。

秦は1998年の時点で、60年という二世帯になる長い期間が経過した「古い事件」について、アカデミックな歴史学者が、当事者の遺恨から自由に議論できてもいいはずなのに、南京大虐殺がまるで昨日起きた出来事のように熱く議論されているということに不満を漏らし、そのもっとも大きな理由は、虐殺の規模が確定されていないことだろうと述べる<sup>1</sup>。そして、「何人の人々が殺害されたかについては、神のみぞ知る」と言う人（秦その一人だった）もいるが、「殺害の規模に関する疑問を拒絶することは不自然に思う」と書き、彼は12年前に書いた自らの言葉を、自ら否定して、虐殺の規模に関する自説を展開した。また、アメリカで評判になっていた『ザ・レイプ・オブ・南京』についても、著者に対する人格攻撃のような言及を交えて酷評した。

秦によれば、日本で南京大虐殺を議論する人々は、三つの範疇に分類される。つまり、radicals(急進派)、conservatives(保守派)、そして moderates(中間派)である。秦自身は、みずからが中間派に属するとしている。

## 南京大虐殺の定義

秦は死者数の分析に入り、南京大虐殺の時期と場所を特定して、南京大虐殺に定義を与える。彼は、極東軍事裁判の検事の主張から、南京大虐殺の定義を導く。

1937年の12月13日に南京が陥落した後に、6週間にわたり、日本軍兵士は中国軍の兵士と民間人を、南京市内と周辺地域において、1907年のハーグ条約に違反して、不法に殺害した。

つまり、このようにして殺害された犠牲者が南京大虐殺の被害者数にあたるというのである。秦は、この定義により、南京の陥落後に殺害された兵士は大虐殺の被害者に含まれ

---

<sup>1</sup> この分析がどこまで秦の本心かは分からない。彼はこの記述を、彼自身が死者数の推定に関する議論に入るためのきっかけにしている。事件に関する政治的な議論が生々しく語られ続ける原因は、いろいろ考えられるが、少なくとも、犠牲者数の規模が不確定だから政治的な議論がやまないという論理は、正しくないと思う。秦には、日本軍が行った戦争犯罪が、戦後、冷戦構造などの政治的な理由で、十分に償われないままに、長い時間が経過してしまったという観点が無い。このことが秦の議論を説得力の欠けたものになっているように感じる。

るが、陥落の前に戦闘で死んだ兵士は含まれないと念を押している。そして、彼は南京大虐殺の被害者数の四種類の推定方法を例示し、それぞれを批判する。

### オーラル・ヒストリーの否定

この定義を確定した後に、秦は死者数の推定方法を四種類に分類し、東京裁判や南京戦犯法廷における死者数の推定方法を批判する。まず、彼の言う「オーラル・ヒストリー」を取り上げ、この方法には問題があるということを示すために、東京裁判における魯甦証人の次のような証言を取り上げる。

日本軍は山のふもとに位置する四個から五個の村を包囲し、国民党軍の兵士を含む 57,418 人の男女を閉じ込めた。……12 月 18 日の夜に、捕虜たちは二人ずつ針金で縛られ、四列に並ばされて、河岸に行進して、移動させられた。彼らは機関銃と銃剣で殺害され、油で燃やされ、残りは揚子江に投棄された。私は流れ弾で脚を撃たれていたが、洞窟に隠れ、恐ろしい光景を間近で目撃することができた。

秦は、この証言が東京裁判で正式に取り上げられているが、魯甦証人が負傷して洞窟に隠れていたのに、何ゆえに 57,418 人という細かい人数を知ることができたのか、何の説明示されていないとして、この証言の信憑性を疑問視する<sup>2</sup>。そして、東京裁判では、この種の疑問符のつく証言が合計され、190,000 人という犠牲者数が算出されたが、この数値は根本的に誇張されたものであると断定する。このようにして、秦はオーラル・ヒストリーによる死者数の算定・推定方法を否定する。

### 埋葬遺体の記録による推定の否定

次に、秦は埋葬遺体数の記録からの犠牲者数の推定を批判する。前述のとおり、慈善団体の崇善堂が約 110,000 体、紅卍会が約 40,000 体を埋葬したと記録があるが、秦は、この値が南京戦犯法廷における個人的な虐殺数の根拠となり、組織的な殺害人数の推定値 190,000 人と合わせて、約 300,000 という疑わしい数字が確定され、現在の中国の公式見解になっているのだと説明している。

秦が埋葬数の記録を疑わしいとする根拠は、崇善堂の記録への疑問にある。この団体の記録が不明であるというほかに、1938 年の 3 月には、一日平均で 75 遺体ずつを埋葬していたのに、4 月の 3 週間で彼らは 105,000 体を埋葬したとされており、これは一日あたりに換算すると 5,000 体となり、不可能な数字だというのである。ちなみに、秦はジョン・ラーベのヒトラーへの上申書から「紅卍会は、一日に 200 体以上を処理するのは難しい」と

---

<sup>2</sup> 確かに 57,418 人という端数までを指定した証言は不自然ではあるが、後に幕府山で大量の捕虜を機関銃などで処刑したという栗原利一元伍長の証言が出て、事件の発生の傍証となっている。笠原十九司によれば、秦はこの傍証を無視している。

という一節を引用し、また記録上の紅卍会の一泊あたりの埋葬数は320体だったとしている。

東京裁判および南京戦争犯罪法廷で取り上げられた埋葬者数の証拠に対して、このような疑問を述べた後に、秦は崇善堂という団体は紅卍会の支部であり、二つの団体の埋葬記録は重複していたに違いないと断定し、少なくとも遺体数は二回ずつカウントされていると書いている。しかし、崇善堂が紅卍会の支部であるという推論の根拠は、明示されていない。

### サンプリング調査による近似値の推定

南京陥落後、ルイス・スマイスの指揮の下、南京国際安全区委員会はサンプリングによる被害調査を行い、1938年に、“War Damage in the Nanking Area, December 1937 to March 1938(1937年12月から1938年3月まで、南京地区の戦争被害)”という報告書を提出した。秦によれば、この報告書では、強姦や襲撃による死者数として、合計で26,870人という数字が記されている。しかし、秦は、サンプリングによる概数算出の方法がこの報告書の弱点であると、死者数の推定値が小さいので、この報告書はこれまで付随的な資料として取り扱われてきたと書いている。

### 日本陸軍の調査記録

秦は四種類の犠牲者数推定方法の最後に、日本陸軍または憲兵隊の司令部の命令による南京事件の調査報告書が残っていたら、それは確実な証拠となったはずだが、そのような資料は発見されておらず、事件に対する調査命令は出されなかったのだらうと推測している。秦には日本側の資料に対する強いこだわりがあるように見えるが、そのような資料が日本の敗戦時に組織的に破棄されたという可能性については、触れていない。

彼は、日本側の資料が十分でないことを断りつつ、断片的に利用できる日本側の資料を総合して、兵士の不法な殺害と民間人の犠牲者の合計は40,000人程度だったと推定している。彼の40,000人という数字は、埋葬記録からの推定においても言及されている。ただし秦には、検討している四種類の推定方法のいずれもが、不完全であるという結論があるのだから、少なくともこれらの推定方法の検討で彼が言及している四万人という数字が、何らかの合理的な算定により、客観的に導き出されたものであるわけではない。むしろ、始めから四万人と言う先入観が秦の脳裏にあり<sup>3</sup>、その前提的な数に合わせて議論を組み立てていると見るほうが、解釈として自然である。

### 犠牲者数に関する秦のまとめ

Japan Echoの前掲論文において、秦はOther Considerationという節を設けて、犠牲者

---

<sup>3</sup> たとえば、第二次大戦中の1944年にアメリカが製作した戦争宣伝映画“Why We Fight: Battle of China”には、南京大虐殺で4万人の男女と子供たちが殺害されたという説明がある。“In one of the bloodiest massacre of the quoted history, they murdered forty thousand men, women, children.”



数の実際の推定を行っている。

まず、南京市の人口推移に触れ、南京市当局の公式記録では、1936年12月の人口が1,006,968人で、1938年8月の人口が308,546人であり、南京陥落の1937年12月の記録は存在しないが、南京国際安全区委員会のジョン・ラーベが、安全区の人口を200,000から250,000の範囲であると推定している事実などを列記している。陥落当時の南京市の人口の推定については、多くの論者がそれぞれの推定を行い、この数字を多く見積もるか少なく見積もるか、犠牲者の数の推定の範囲を限定することができる。たとえば、ジョン・ラーベの推定値を南京市の人口そのものに読み替え、南京大虐殺後に南京市の人口が増えていたので、南京大虐殺はなかったというような議論も提出されている。しかし、秦は、南京陥落当時の南京市の正確な人口を求めることは、市の人口流入と流出が非常に大きかったため、不可能だろうと結論付け、この次元での議論を避けている。

秦の考察は、南京陥落時に南京を防衛していた中国軍の兵士の数の推定に進む。彼は、南京防衛軍が10万人の兵士によって構成されていたと見積もり。そのうちの5万人が戦闘で殺害され、3万人が戦闘終結後に捕虜となってから、処刑されたものと推定する。秦は南京防衛軍の人数についての孫宅巍の推定15万人を紹介した後に、5万人が戦闘で殺害され、5万人がハーグ条約に違反して殺害されたとしても兵士の殺害数は10万人であると前提を定め、この前提に従えば、南京大虐殺の死者数が30万人であるためには日本軍が20万人の民間人を殺害していなければならないことになるが、この数値は非常に不自然であると論考する<sup>4</sup>。また、20万人や30万人の犠牲者数を指摘するいくつかの資料をあげ、これらの資料の中で言及されている個々の事件の犠牲者数を合計してみても、トータルとしてあげられている数値には足りないとは指摘している。

この論文の前半部の最後で秦は、Allen Whitingの言葉を借りて、中国人が30万人の犠牲者数にこだわるのは、政治的な思惑からであり、広島・長崎の被害よりも南京の被害が大きかったことを印象付けることが目的だと結論付けている。

### 秦の議論の評価

秦は、30万人の犠牲者数または死者数の文献的な矛盾点を巧みに指摘して、かれの議論には説得力があるように見える。実際に、ある程度の説得力があるというべきかも知れない。しかし、その批判の根拠を歴史学などの科学あるいは疑似科学の「客観性」に依拠しようとするのなら、彼の意図には、彼が批判する対象と同程度以上の政治性を感じざるを得ない。少なくとも、彼の議論は彼の主観を起源とする重要な前提を根拠に展開されている点をみのがしてはいけない。

---

<sup>4</sup> 戦闘員の何倍もの民間人を殺害するという行為が不自然であるとする秦の分析は、日本軍の規律や道徳的作風に関する秦なりの前提に基づくものである。武器を持たない民間人を武装した兵士が殺害することは、武装した兵士を戦闘で殺害することよりも容易である。障害になるのは、攻撃してこない人間を殺害することへの心理的な抵抗である。しかし、『ザ・レイブ・オブ・南京』は、日本兵には民間人など「攻撃してこない人々を殺害することに抵抗する本能を麻痺させる」訓練が日常的に行われていたと指摘している。

前掲論文の冒頭で、秦は歴史学者が歴史的な事実について、政治的な主張、あるいは「古い」出来事に対する感情から自由に議論する環境が実現しないことに対する不満を述べている。確かに、南京大虐殺に関する発言が、たとえ「学問的」な視点からの発言であろうと、内容によっては内外の激しい反応を巻き起こし、発言者が非難、糾弾され、発言の訂正を求められるというような環境があるとすれば、それは学問の自由が保障されていないという状況であり、日本でそのような現象があるというのならば、日本の社会構造の問題である。外国との関係でそのようなそのような制約があるとするのならば、それは国際関係の構造の問題である。

しかし、歴史学の専門性について考えるべきである。一部の自然科学や数学、あるいは社会科学などは、専門性の強い分野であり、その分野の中での論争にとって、専門外の人々は傍聴者である。しかし、歴史学が仮に厳密な科学であっても、専門外の間人は歴史の議論について、前述の専門性の高い分野における専門外の間人と同程度の傍聴者であることはない。それは、歴史学が取り扱う対象が、その他の分野の取り扱う対象と未分離であり、他の分野における議論が容易に歴史学の対象に入り込むことができるからである。さらに、「歴史は勝者が作る」といわれるように、歴史解釈が時代の権力秩序のありかたから独立することは難しい<sup>5</sup>。歴史が歴史学の対象になるか政治的な争点であるかどうかは二者択一ではなく、歴史学の対象はほとんど同時に政治的な争点にもなりうるものであり、歴史学の科学性により、政治的な争点のあり方に決定的な制約が加えられる場合もありうるだろうが、必ずそうであるとは限らない。

秦はアイリス・チャンが歴史学の訓練を受けておらず、その分野の能力が未熟であると指摘しており、アメリカにも同じような見解を持つ学者もいるようである。しかし秦の議論が、『ザ・レイプ・オブ・南京』に比べて、厳密な科学性、客観性を保持していると自負しているのならば、自信過剰であるとはいえない<sup>6</sup>。たとえば、『ザ・レイプ・オブ・南京』では、南京大虐殺が「忘れられたホロコースト」になっていた原因を東西冷戦などの政治状況としており、そのような政治状況により、過去の戦争犯罪の清算を迫られなかった日本政府や日本社会も、その状況を利用して、事実を忘却しようとしてきたと分析している。日本の外交官などは、この見解に反論し、日本は十分に歴史の清算のために努力してきたと主張するが、秦の分析にはそのような問題意識自体が欠落している。あたかも、そのよ

---

<sup>5</sup> たとえば、昭和天皇の戦争責任や、南京大虐殺に対する朝香宮鳩彦王の責任などについては、日米の歴史学者の多くは否定的であり、少なくともこの問題を積極的に検討しようとしなない。しかし、南京大虐殺当時の状況を素直に見れば、このような態度は不自然であり、合理的な説明が歴史学によって与えられているとは考えにくい。『ザ・レイプ・オブ・南京』で、アイリス・チャンがデイヴィッド・バーガミニを引用して、これらの点を検討しようとしていることに対する歴史学者たちの反応は硬直的で、教条主義的にすら見える。

<sup>6</sup> たとえば、秦は、同じ論文において、『ザ・レイプ・オブ・南京』に掲載されている日本軍の残虐写真のすべてが、捏造が誤用であると断定しているが、同じ現場を別の角度から撮影した写真が、当時の南京にいた日本軍兵士の個人アルバムから発見されるなどの事実により、彼が信憑性を否定した二枚の写真についてはその断定が誤りであることが証明されている。また、撮影者や撮影日、撮影箇所を特定できなくとも、これらの残虐写真が資料的な価値を持つという論考もある[2]。撮影者等が確定されているかどうかは資料の信頼性を推量するために重要な属性ではあるが、撮影者が確定していなければ、すべて、資料が無効であるという類の主張は、総合的、多方面の視点から事実に向かうという科学的な態度と相容れないというべきである。

うな問題意識は歴史学の取り扱うところではなく、政治的な争点であると認識しているかのごとくである。しかし、南京大虐殺から 70 年、第二次世界大戦終結から 60 年以上の年月が経過した現在、南京大虐殺や日中戦争における日本の戦争犯罪を、戦後の世界や日本社会がどのようにして取り扱ってきたのかという事実は、南京大虐殺の歴史と同じ重みを持った歴史的な事実であり、またその歴史的な事実によって、南京大虐殺に代表される日本の戦争犯罪の歴史事実の解釈も制約されるといえるのであり、この問題意識において、アイリス・チャンは秦よりも歴史を総合的に捉えている。そして、冷戦や政治状況により、南京大虐殺の犠牲者が置き去りにされてきたと指摘するアイリス・チャンの分析は、基本的に正しいといえるだろう。

このように、歴史学の方法論の制約は、対象に対する分析法の制約になり、桎梏になる場合もありうるということがいえるのではないだろうか。

### 死者数についての考察について

南京大虐殺の死者数を正確に確認することは、現在利用できる資料の中では不可能であると、秦郁彦や笠原十九司は述べている。その上で、国際法上の犠牲者推定数の 30 万人に対しては、政治的な数値であるとして批判している(特に秦は)。秦の前掲論文は、現在、入手できる範囲の資料を組み合わせ、30 万人説の矛盾点を批判しているが、彼の着想には 4 万人前後という前提が見られ、資料を積み重ねてその数に達したというよりも、始めの着想からその説を補強する論理展開を求めているように見える。その点は、南京軍事戦犯法廷で推定され、国際的な通説となった 30 万人という死者数を前提にし、その仮説に基づいて資料の収集や論考を行う中国の研究者や北米の中国系アメリカ人の研究者などと、方法論的な差はない。あるいは、日本の「歴史事実派」と呼ばれる研究者でも、たとえば、東京裁判の判決で言及された 20 万人という犠牲者数が暗黙の前提となっていて、意識的か無意識かは別にして、この仮説を前提として資料検討などを行っているのではないかという疑問も湧いてくる。なぜならば、少なくとも日本国内では、南京大虐殺に関する使用可能な資料は制約されていて、第二次世界大戦中や戦後の軍事裁判などの時期の資料に集中しているのであるから、どのような論者であろうと、推定経路は同じような道を通らざるを得ない。ところで、重要な科学的発見のかなりの部分が、前提的な仮説にしたがい、その仮説を実証するための資料収集、実験活動が行われ、その結果が元の仮説を覆すという経路で行われてきた。しかし、南京大虐殺の犠牲者数の推定については、各研究者が最初の着想を合理化できるような資料の組み立てを展開したとしても、彼らが元の着想とする仮説を実証研究から導かれる論考が覆し、より真実に近い結論が発見されるためには、情報・資料が不十分なのである。したがって、現在に至っては南京大虐殺の犠牲者数を正確に推定することは不可能であるとする秦の告白の意味は重要であり、この大きな制約をたとえば歴史学という単なる方法論によって突破して、他の論者よりも客観的に正確な犠牲者の数を導くことができることを徒に期待するのは非常に危険である。

ただし、南京大虐殺の実像の研究が、今後、新たに発展する可能性がないわけではない。中国侵略戦争において、日本軍の戦争犯罪は南京大虐殺には限られず、南京大虐殺の直接の当事者かつ被害者だった国民党は、第二次世界大戦後の国共内戦で中国本土を追われたために、中国共産党政権下の中国大陸では研究が十分には行われてこなかった。今後、そのような制約が解除され、南京大虐殺が歴史的に研究され、新しい資料や研究が現れ、犠牲者数についてもより事実に近い成果が得られるためには、中国における資料の発見や見直しが必要ではある。たとえば、『ザ・レイプ・オブ・南京』では、孫宅巍の研究論文を紹介して死者数の推定を行っている。この論文は新しい研究に入るようで、私自身はずっとこの資料を入手したいと思ってきたが、今でも入手できていない。しかし、このような成果が日本でも多くの人に利用できる環境が整えられることが、今後の研究の進展には必須であると考えられる。

#### 参考文献

- [1] Iris Chang “The Rape of Nanking: The Forgotten Holocaust of World War II, BasicBooks, 1997(巫召鴻訳 『ザ・レイプ・オブ・南京』、同時代社、2007年)
- [2] 巫召鴻 『「ザ・レイプ・オブ・南京」を読む』、同時代社、2007年
- [3] 秦郁彦 『南京事件』中公新書、1986年
- [4] 秦郁彦、「『南京虐殺』“証拠写真”を検証する」、雑誌『諸君！』1998年4月号
- [5] Hata Ikuhiko “The Nanking Atrocities: Fact and Fable”, Japan Echo, August 1998
- [6] 笠原十九司 『南京事件』、岩波新書、1997年
- [7] 笠原十九司 『南京事件論争史』、平凡社新書、2007年
- [8] 南京事件調査研究会 『南京大虐殺否定論13のウソ』、柏書房、1999年
- [9] 本田勝一 『南京大虐殺と日本の現在』、金曜日、2007年